

先進的 I T 技術実証事業費補助金 実施要領

(通則)

第 1 条 この要領は、先進的 I T 技術実証事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第 2 条 以下に掲げる経費については補助対象経費から除外する。

- (1) 補助対象事業の実施に伴い発生する土地・建物の購入及び借上等にかかる経費並びに、土木・建築等設備工事が発生する際の経費
 - (2) 消耗品、広告宣伝にかかる費用等において、既存事業部門との区分不可能な共通経費
 - (3) 食糧費、接待費等の個人消費的経費
 - (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号)第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合も含む。)の経費。ただし、同等の内容の調達を、親会社、子会社、関連会社及び関係会社を除く会社から受けた場合の経費が、当該経費よりも上回ることが明らかである場合(調達以前に、三者による見積等を取得し、価格比較を行うこと)を除く。
- 2 補助対象者がコンソーシアムの場合、コンソーシアムを構成する全ての企業にかかる、前項第 4 号に掲げる経費を除外するほか、コンソーシアムの構成者から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合も含む。)の経費も補助対象経費から除外する。
- 3 他の企業との一部事業の協業化等を行うにあたり、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会を設立する場合、その設立に関する経費については補助対象経費から除外する。
- 4 前 3 項の規定のほか、消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。
- 5 補助対象経費における人件費については、補助対象事業に直接関与する従業員の直接作業時間に対するものに限るものとし、以下に記す方法により算出したものとする。
- (1) 人件費=時間単価×従業員時間(補助対象事業に直接関与した作業時間)
 - (2) 時間単価は、基本給与月額+諸手当(時間外手当、食料手当・交通費を除く)÷(月の所定の労働時間、もしくは年間所定労働時間÷12)とし、上限を 3,000 円とする。

(補助対象者)

第 3 条 要綱第 6 条に定める補助対象者が、要綱第 4 条に掲げる事業を行おうとするときは、当該企業及びコンソーシアムの各構成者が、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 札幌市内で引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。
- (2) 札幌市に納付すべき税金を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(同条を準用する場合を含む。)の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けてい

ないこと。

2 前項にかかわらず、コンソーシアムの構成者において、札幌市ではない地域に本社登記がある者については、前項の各号における「札幌市」を、本社登記のある自治体として読み替えた条件を適用する。

(補助金交付決定額)

第4条 補助金の交付額に円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(審査委員会による補助対象事業の決定)

第5条 補助対象事業の採択に当たっては、公募後、要綱第22条第1項に定める委員会に付議し、現状の課題や問題点などの解決だけにとどまらない画期的な事業内容か、業界及び社会に対する波及効果、事業の独自性・先進性・市場性・成長性、先進的IT技術の効果的な活用、札幌における先進的IT技術の社会実装の促進につながる事業内容か、などを勘案し補助対象事業を決定するものとする。

(委任)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、当財団事業本部長が定める。

附則

この要領は平成30年5月7日から施行する。

附則

この要領は平成31年4月15日から施行する。